

北海道給与支給明細書広告掲載要領

(趣旨)

第1条 北海道職員に支給する毎月の給与及び期末・勤勉手当に係る支給明細書に掲載する広告（以下「給与支給明細書広告」という。）に関し必要な事項は、北海道広告取扱要綱（平成18年4月28日付け総務第312号総務部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給与支給明細書 給与支給事務処理要綱（平成元年3月24日付け人事第436号）第4章1(1)に規定する給与支給（口座振替）明細書をいう。
- (2) 北海道職員 北海道（以下「道」という。）に属する職員のうち北海道警察に属する職員、北海道教育庁職員及び北海道立学校職員以外の職員をいう。

(広告内容等の制限)

第3条 給与支給明細書広告は、次に掲げるものについては掲載しない。

- (1) 要綱第4条第2項に定める内容のもの
- (2) 北海道広告取扱基準（平成18年4月28日付け総務第312号総務部長通知。以下「基準」という。）第3に定める業種又は事業者に係るもの
- (3) 道税の滞納がある者

(広告の規格等)

第4条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 給与支給明細書下部
- (2) 規 格 縦90mm×横260mm、400dpi以内
- (3) 掲載枚数 1枚
- (4) 広告の色 カラー（電子表示時）
- (5) 掲載期間 6ヶ月

{	上半期：4月から9月までの給料及び6月期末勤勉手当
	下半期：10月から3月までの給料及び12月期末勤勉手当

ただし、やむを得ない事情がある場合は、掲載期間を適宜設定するものとする。

(6) 配付部数 掲載期間に給与の支給を受ける北海道職員の人数

2 広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。

- (1) 広告主の名称及び連絡先
- (2) 広告の本文とは別に縦10mm×横35mm以上の大きさで

広 告

 の表示

3 広告の掲載内容は、2月前までに申出を行い、変更することができる。

(広告の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別記第1号様式）を提出して広告の掲載を申し込むものとする。

(広告内容等の審査)

第6条 知事は、広告掲載希望者から前条の規定による申込みがあったときは、要綱及び基準並びにこの要領（以下「要綱等」という。）に適合するかを審査し、その結果を広告審査結果通知書（別記第2号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。

(見積書の提出)

第7条 前条の審査に適合した広告掲載希望者は、知事に広告の掲載に係る見積書を提出するものとする。

(広告主の選定)

第8条 見積額が最も高いものを広告主として選定する。

- 2 最高価格の広告掲載希望者が2者以上あるときは、別途指定する日時に当該見積書を提出した者にくじを引かせ、広告主を決定する。
- 3 前項のくじに出席しない者があるときは、これに代わって当該事務に関係のない職員にくじを引かせ、広告主を決定する。
- 4 知事は、広告主を決定したときは、広告掲載決定通知書（別記第3号様式）により広告主に通知する。
- 5 前4項の規定による広告主の選定及び決定は、総務部人事局人事課において行う。

(広告掲載決定通知書の受領確認)

第9条 前条の規定により広告主となった者は、知事が別に指定する期日までに広告掲載決定通知受領確認書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料の基準となる額は、募集の際に提示する。

- 2 広告主は、道が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出等)

第11条 広告主は、知事が別に定める日までに広告原稿を作成し、総務部人事局人事課に提出するものとする。この場合において、広告作成に係る経費は、広告主が負担するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による広告の提出があったときは、広告の内容が要綱等に適合していることを確認するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等に訂正・削除等が必要なときは広告主に依頼するものとし、広告主は、正当な理由がある場合を除き、訂正・削除等に応じなければならない。
- 4 前3項の規定は、第4条第3項に規定する広告の掲載内容を変更するときも準用する。

(広告掲載の取消し等)

第12条 知事は、要綱第10条各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告等を行わずに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- 2 給与支給明細書用紙に広告を印刷後に要綱第10条各号のいずれかに該当することとな

ったときは、前項の規定にかかわらず当該用紙を使い切るまでの間に限り広告の掲載を継続することができる。

- 3 前2項の規定により広告掲載を取り消し、又は広告掲載を継続したことにより広告主が損害を受けることがあっても、道はその賠償の責めは負わない。

(広告掲載料の返還)

第13条 知事は、広告を掲載した給与支給明細書の配付前までに、広告主の責めによらない事由により広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を全額返還するものとする。

- 2 知事は、広告掲載期間中に、広告主の責めによらない事由により広告を掲載することができなかったときは、当該掲載期間における給与支給明細書の配付回数に応じて広告掲載料を返還するものとする。

- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、要綱第16条各項に規定する広告主の責務を誠実に履行しなければならない。

(協議)

第15条 要綱等に定めのない事項について疑義が生じたときは、道及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第16条 広告掲載に関して訴訟に至ったときは、札幌地方裁判所を第1審の裁判所とする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、給与支給明細書広告に関し必要な事項は総務部長が別に定める。

北海道給与支給明細書広告掲載申込書

申込日	令和 年 月 日
-----	----------

北海道知事 鈴木 直道 様

給与支給明細書に掲載する広告について、北海道給与支給明細書広告掲載要領第5条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類は、事実と相違ないこと、法令を遵守していること、北海道広告取扱要綱及び同基準並びに北海道給与支給明細書広告掲載要領を遵守すること、道税の滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税の未納がないことを誓約します。

記

所在地		〒	
商号又は名称		業種	
代表者氏名		印	
上記代理人	所在地	〒 ※代理人が申し込む場合のみ記入してください。	
	商号又は名称	業種	
	代表者氏名	印	
連絡先	担当者名		所属名
	※代理人が申し込む場合は、代理人の連絡先を記入してください。	電話番号	FAX
		E-mail	
広告の内容	※〇〇のイメージアップ、新製品〇〇の告知など、具体的に記入してください。		

※1 広告の素案を添付してください。また、代理人が申し込む場合は委任状を添付してください。

※2 会社の業務内容が分かる会社概要や会社のホームページのURLなどの資料を添付してください。

北海道給与支給明細書広告審査結果通知書

人事第 号
令和 年 月 日

様

北海道知事 鈴木 直道

令和 年 月 日付けで申込みのありました広告については、北海道広告取扱要綱及び同基準並びに北海道給与支給明細書広告掲載要領に適合するものと認めますので、次の事項を承知の上、見積書を提出してください。

記

1 契約事項

北海道給与支給明細書広告掲載契約

2 契約の内容

- (1) 広告を掲載する 給与支給明細書
媒体の名称
- (2) 掲載位置 給与支給明細書下部
- (3) 規格 縦90mm×横260mm、400dpi以内
- (4) 広告の色 カラー（電子表示時）
- (5) 掲載期間 月間（令和 年 月から令和 年 月まで）
- (6) 配付部数 約 通（約 通×回）

3 見積書提出の期限及び場所

- (1) 期限 令和 年 月 日
- (2) 場所 北海道総務部人事局人事課
- (3) 郵送による提出にあつては、提出期限を必着とする。

4 見積書記載金額

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

5 その他

別紙見積心得その他関係法令の規定を承知してください。

連絡先
北海道総務部人事局人事課給与管理係
060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-206-6264（内線 ）

北海道給与支給明細書広告掲載決定通知書

人事第 号
令和 年 月 日

様

北海道知事 鈴木 直道

令和 年 月 日付けで申込みのありました給与支給明細書広告について、貴社を広告主に決定しましたので、通知します。

つきましては、広告掲載に当たり、次により事務を執り進めたいので、関係書類等の提出をお願い申し上げます。

記

1 広告の掲載方法

広告媒体名	北海道給与支給明細書広告
広告掲載期間	月間 (令和 年 月から令和 年 月まで 計 回)
広告掲載料	円 (消費税及び地方消費税を含む)
広告の規格等	(1) 掲載位置 給与支給明細書下部 (2) 規格 縦90mm×横260mm、400dpi以内 (3) 広告の色 カラー (電子表示時) (4) 配付部数 約 通 (約 通× 回)

2 受領確認書の提出

本掲載決定通知書の受領及び北海道広告取扱要綱等の遵守の確認に必要ですので、別添受領確認書を令和 年 月 日()までにご返送ください。

3 広告原稿の提出

(1) 原稿の提出形式

原稿の形式は、電子データにより提出してください。

なお、電子データの内容を紙に印刷したものを1部提出願います。

(2) 提出期限

原稿は、令和 年 月 日までに提出してください。

4 広告掲載料の納入

別途、広告掲載料の納入通知書を送付しますので期限までにお支払いください。

連絡先
北海道総務部人事局人事課給与管理係
060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-206-6264 (内線)

北海道給与支給明細書広告掲載決定通知受領確認書

北海道知事 鈴木 直道 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

記

令和 年 月 日付けで申込みをしました次の広告について、広告掲載決定通知書を受領したので、北海道給与支給明細書広告掲載要領第9条の規定に基づき通知します。

広告媒体名	北海道給与支給明細書広告
広告掲載期間	月間 (令和 年 月から令和 年 月まで 計 回)
広告掲載料	円 (消費税及び地方消費税を含む)
広告の規格等	(1) 掲載位置 給与支給明細書下部 (2) 規格 縦90mm×横260mm、400dpi以内 (3) 広告の色 カラー (電子表示時) (4) 配付部数 約 通 (約 通× 回)

広告掲載に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 2 北海道広告取扱要綱及び同基準並びに北海道給与支給明細書広告掲載要領を遵守します。
- 3 道税の滞納並びに消費税及び地方消費税の未納はありません。
- 4 北海道広告取扱要綱第10条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 5 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。